

事 務 連 絡
令和3年2月19日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

ベトナム国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの
手続きの流れについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年2月15日以降で新たに「特定技能」への在留資格を申請するベトナム国籍の方々に対しては、ベトナム政府が推薦者表（特定技能外国人表）を承認することとなり、これを踏まえた「ベトナム国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続きの流れ」について、一般社団法人建設技能人材機構から別添のとおり連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 平井、吉田)